# 外国人の受け入れに関する基本指針

## 1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

当法人は、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく 就労であること を確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、 それを維持していくことを 約束します。

### 2. 国籍等による差別的扱いの禁止

- (1) 当法人は、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 当法人は、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 当法人は、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 当法人は、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

#### 3. 帯同家族への配慮

当法人は、外国人労働者本人のみならず、帯同する家族の生活環境にも 最大限配慮します。

#### 4. 共生社会の構築

当法人は、外国人労働者もわが法人事業を遂行する上での重要な一員であるという意識を 持って協働すると同時に、その事業活動を通じて多様性のあるコミュニティの発展に努め て参ります。